

# 一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、土地基本法の理念に則り、不動産の鑑定評価等に関する業務の進歩及び改善を図るとともに、会員の品位の保持及び資質の向上に努め、もって不動産鑑定評価制度の発展と、土地等の適正な価格の形成に資することにより、県民生活の安定向上と県土の健全かつ均衡ある発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産鑑定評価制度の普及啓発
- (2) 不動産の鑑定評価に関する無料相談
- (3) 不動産の鑑定評価に関する資料の収集整理及び提供
- (4) 不動産の鑑定評価に関する調査研究及び研修
- (5) 不動産の鑑定評価に関する刊行物の発行
- (6) 県、市町村その他公共機関に対する協力
- (7) 県、市町村その他公共機関の事業の受託
- (8) 不動産の鑑定評価に関する意見の提言
- (9) その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 宮城県内に住所、事務所又は勤務箇所を有する不動産鑑定士、不動産鑑定士補及び不動産鑑定業者で、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦さ

れたもの。

(3) 賛助会員 この法人の正会員を退会し協会の情報提供を希望する者で理事会の承認を得たもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める規則に従い、入会金及び会費等を負担する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。ただし、この章の会員は正会員

と読み替えるものとする。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月末日までに1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人とする議決権の行使ができる。この場合において、次条第1項及び第2項の適用については、出席したものとみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 監事の解任
  - (3) 会員の除名
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び総会に出席した会員のうちから選定された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上9名以内
  - (2) 監事 2名
  - 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。
  - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係があるものを含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項に定める職務を行うほか、理事会に出席して、その職務に関して意見を述べることができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第25条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(報酬等)

第26条 監事及び理事に対して、総会においてそれぞれ別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職その他法令または定款に定める事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会において予め定めた副会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録については、当該理事会に出席した理事のうちから会長が指名した理事2名及び監事が記名押印する。

(委員会)

第33条 この法人に、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 第1項の委員会に関する規程は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に報告するものとする。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書類を法人の主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を法人の事務所に備え置きするものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剩余金の処分の制限)

第39条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立時の理事、会長、副会長及び監事は次のとおりである。

設立時理事（会長） 青田令子

設立時理事（副会長） 大友洋

設立時理事（副会長） 西山敦

設立時理事 甲斐裕朗

設立時理事 齋藤明

設立時理事 齋藤和雄

設立時理事 菅谷正志

設立時理事	菅 原 史 朗
設立時理事	渡 辺 充 啓
設立時監事	佐 藤 紀 彦
設立時監事	真 木 芳 美

附 則（平成31年3月25日）  
この改正は、平成31年4月1日からこれを施行する。

附 則（令和元年5月24日一部改正）  
この改正は、令和元年5月24日からこれを施行する。

附 則（令和6年3月22日一部改正）  
この改正は、令和6年4月1日からこれを施行する。